……頁

追記欄　*この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。*

1．すべての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第VIII欄（i）から（v）までを除く）。

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する　；　特に、

（i）出願人又は発明者として1人以上を表示する場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第Ⅲ欄の続き」と表示し、第Ⅲ欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

(ii) 第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第Ⅱ欄の続き」、「第Ⅲ欄の続き」又は「第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（広域特許の場合は、ＡＲＩＰＯ特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・ＯＡＰＩ特許）を記載する。

(iii) 第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、すべての指定国のための又は米国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第Ⅱ欄の続き」、「第Ⅲ欄の続き」又は「第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（広域特許の場合は、ＡＲＩＰＯ特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・ＯＡＰＩ特許）を記載する。

(iv) 第Ⅳ欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第Ⅳ欄の続き」と表示し、第Ⅳ欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

（v）第VI欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が4件以上あるとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と表示し、第VI欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

2．国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は２文字の国コードを記載し、かつ、「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」、並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する（規則4．１１（a）(i) 及び４９の２．１（a）又は（b））。

3．国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「ＵＳ」と記載し、かつ、「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則４．１１(a)(ii) 及び４９の２．１（d））。

4．受理官庁又は国際事務局に対して優先権書類に記載されている事項に係る情報を規則17.1（bの2）の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得することを請求する場合（実施細則第７１５号(b)の「優先権書類に関するデジタル・アクセス・サービス」を利用して電子図書館から取得する場合を除く）であつて、当該優先権書類に記載されている事項に係る情報が第VI欄に記載した先の出願を基礎として優先権を主張する別の出願の優先権書類として電子図書館に記録されているとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と記載し、先の出願のそれぞれについて、第VI欄で記載を求められた項目の情報と同じ情報を記載し、さらに当該優先権書類の電子図書館での記録において用いられている別の出願の番号を記載する(さらに、当該優先権書類が記録されている電子図書館をなるべく特定する。)（実施細則第７１６号(a)（ii））。